

ラオス1991年憲法体制における県党・行政制度に関する一考察 ヴィエンチャン県を事例に

瀬戸裕之*

An Analysis of the Organizational Structure of the Provincial Party and Administration under the 1991 Constitution in Lao P. D. R. :

The Case Study of Vientiane Province

SETO Hiroyuki*

Abstract

In this paper, the features of the structures of provincial party organization and administration of Lao P.D.R. are examined. Following the promulgation of the 1991 constitution, the organizational structure of the local administration has dramatically changed into more centralized one. Through the studying about the historical change of organizations, the political status of the provincial governors, and the case study in Vientiane province, features of the local administration are pointed out as follows.

First, local administrative committees, which are elected by local assemblies, were abolished and provincial governors and district chiefs, which are appointed by the government, were established. Secondly, there are considerable amalgamation between administrative organization and party organization in the local level. While local divisions of ministries come to belong directly to ministries, cabinet offices of governors, local parties' subordinate committees and local mass organizations are under provincial governors and district chiefs. Thirdly, provincial governors have same status as ministers because provincial governors, who are also secretaries of party provincial committees, are appointed by the president of the state and are members of central party committees same as ministers. The case study of Vientiane province shows that provincial governors in Vientiane province were not elected by the provincial party congress but were appointed by the central level of the party, not only in 1990's but also in 1980's. It means that provincial governors are not elected among the members of the local party committees and there is no drastic change of the status of the local governors through the promulgation of the 1991 constitution. The central level of the party governs the whole country by provincial governors who become to take responsibility to the central level of the Party for provincial administrative and political affairs in their provinces.

* 名古屋大学大学院国際開発研究科国際協力専攻博士後期課程

はじめに

ラオス人民民主共和国（以下、ラオス）は、1975年12月2日に王制の廃止とラオス人民民主共和国の建国を宣言し、ラオス人民革命党を中核とする社会主義体制の建設を行ってきたが、1986年のラオス人民革命党第4回全国代表大会において、経済管理機構の改善を中心とする改革路線（ネオターン・ピアンバーンマイ¹）を開始した。1991年に開催されたラオス人民革命党第5回全国代表大会においては、改革路線における政治制度改革についての基本路線を示し、1991年8月15日に、ラオス人民民主共和国成立以降、初めての憲法を制定した。政治制度改革の中で、中央・地方関係は、最も大きな変更点の一つであり、とりわけ、地方議会（地方人民議会）が廃止されたことは、他の社会主義国（中華人民共和国、ヴェトナム社会主義共和国）においてみられない特徴である。また、ラオスは、1949年の植民地からの独立以降、1975年まで、王国政府と解放勢力の間の内戦が継続して行われたため、統一国家としての歴史が短く、現在においても国家統合が行われている過程にある²。そのため、中央による地方掌握がどのように行われているかは、ラオスの政治構造を分析するにおいて重要な要素の一つである。また、2000年以降、県や郡に対する計画・財政面に関する部分的権限委譲の試みが行われ³、2003年に地方行政法が制定されるなど、現在においても地方制度は形成の途上にある。

本稿においては、中央・地方関係の視点から、ラオスにおける改革路線期の政治制度改革を分析するための基礎として、1991

年憲法体制における地方行政制度の構造と県党組織および県行政機関の持つ特徴について明らかにすることを目的とする。1975年以降の社会主義体制におけるラオスの地方行政について言及している先行研究によれば、スチュアート・フォックスは、1980年代のラオスの地方制度について、県党委員会を中心に地方が中央に対して大きな自律性（autonomy）を有しており、地方の中でも特に県レベルに権限が集中していることを主張し（Stuart-Fox 1986: 78,79）、クラーズは、ラオスの中央・地方関係について、1975年から1991年までの地方に権限がある分権的な制度から、1991年憲法の制定による改革により中央集権的な制度へと改革が行われてきたことを指摘した（Keuleers et al. 1999: 207-209）。日本における研究では、いくつかの報告書においてラオスの地方行政が概観されているが（生江1995および鈴木2000）、これら海外および国内の先行研究においては、行政・政治制度からの概説的な分析にとどまり、県知事の人物像を含む、政治制度の実証的分析が行われていないために、ラオスの地方制度改革が持つ政治的意義が十分に明らかにされていない⁴。また、憲法において中央集権的な地方制度が採用された一方で、ラオスの財務省、又は計画・協力委員会などの中央官庁においては、地方の自立性がいまだに強く、中央からの規則や命令が地方において実行されにくいこと、特に県知事が地方において、人事や予算について権限を持っていることなどが主張され⁵、ラオスの地方制度を分析するためには、権限が集中しているとされる県レベルにおける党組織を含めた政治制度と行政制度の関係に関する分析が必要である。

また、2003年における憲法の改正と地方行政法の制定により、中央省庁の地方支部が、県、郡の従属機関として位置づけられるなど⁶、現在の地方制度改革を考察する上においても、ラオス1991年憲法体制におけるラオスの地方制度が、どのような特質を有していたかを詳細に分析する必要がある。

本論文は、第一に、ラオスにおける地方制度の制度変化と特徴を分析し、1991年憲法におけるラオスの地方制度が、県知事の下に、党と行政が融合した組織構造が形成されていることを明らかにし、第二に、ヴィエンチャン県を事例に、県レベルにおける政治指導部である県党常務委員会および県党書記の変遷、並びに県行政付属機関の構造を分析し、1980年代から現在まで、県党書記（県知事）が、党中央により、中央の職員が派遣される形で任命されてきたという事実を明らかにすることによって、1991年憲法によって導入された県知事の任命制が、1975年以降の中央集権的な政治構造の実態を法制化したものであり、地方の政治的機関を統括する県知事に、行政能力を有する党幹部を配置することを通じて、党中央が直接に地方を掌握する政治構造が形成されているという仮説を提示することにしたい⁷。制度面については、党の資料を含むラオス語による文献資料を用いて分析を行い、任命過程については、聞き取り調査により補足を行っている⁸。

．ラオスにおける県党・行政制度の形成と県知事の政治的地位

1．1991年憲法体制における地方制度の形成過程

1991年憲法以前のラオスにおける地方制

度の形成過程について考察すると、1975年以前のラオス王国の地方制度は、県（市）、郡、区、村から構成され、公務員である県知事、市長、郡長が置かれ、県知事は内務省によって任命され、郡長は県知事によって任命されていた。村長は、村において選出され、村長の投票により区長を選出していた（Kerr 1972: 512）⁹。地方行政の調整及び統制は、内務省の管轄であったが、各省の地方出先機関の組織は、各省庁の管轄であり、それらの機関が委任されている業務について直接に指示を与えることができた¹⁰とされる（Keuleers 1999: 198-199）。一方、現体制の前身である、パテート・ラーオ（Pathet Lao）と呼ばれた革命勢力が支配する解放区においては、党組織、戦線組織と行政機関が、各レベルにおいて平行して設けられていた。例えば、党組織については、全国大会を頂点として、党中央委員会と、党中央付属委員会¹⁰が、中央機関として設けられ、地方においては、地方、県、郡、区の4つの各レベルにおいて、党委員会と党付属委員会¹¹が置かれていた（Zaslloff 1973: 33）。戦線組織としては、ラオス愛国戦線（ネーオ・ラーオ・ハックサート）が大衆動員機関として各レベルに置かれ、行政組織は、県、郡、区のレベルにおいて戦線と平行して配置されていた（Zaslloff 1973: 51）。県については、県戦線代表の下に、県委員会、付属委員会が置かれ、行政機関としては、県知事の下に、県委員会、各部門別の付属委員会が置かれて、戦線が、政治宣伝、大衆動員、行政の監督を行い、行政が、支配地域の日常の行政活動を行うというように分担していたが、実際には、県知事ではなく県戦線代表に実権があったとされる

(Zasloff 1973: 56)。

1975年にヴェトナム戦争終結の影響を受けて、ラオス各地で蜂起が行われた後、1975年12月1日及び2日に、ヴィエンチャンで全国人民代表者大会が開催された。その中において王制の廃止とラオス人民民主共和国の建国、国家主席の任命、最高人民議会の設立と最高人民議会議員の任命、中央省庁の編成と政府団の構成員の任命が発表され、ラオスは王制から人民民主主義体制へと移行した。中央においては、議会として最高人民議会が置かれ、行政機関として閣僚評議会が置かれたが、どちらもメンバーは指名によって選出された(党中央理論・実践指導研究委員会 1997: 199,200)。地方レベルにおける国家機関については、1978年に定められた「各級人民議会及び人民行政委員会の組織に関する法律」により、県、郡、区、村の4つのレベルに分けられ、県、郡、区のレベルに地方人民議会が置かれ、行政機関としては、地方人民議会によって選出される地方行政委員会が置かれた(第1条、第2条)。1980年代のラオスの地方行政組織について言及しているノリンダー(Norindr 1982)やスチュアート・フォックス(Stuart-Fox 1986)、そしてエバンス(Evans 1990)などの研究においては、地方行政が、県、郡、区に置かれた人民行政委員会(people's administrative committees¹²)によって行われていることが記述されているが(Stuart-Fox 1986: 78, Evans 1990: 184)、地方人民議会はほとんど実質的な活動をしていなかったと推測される¹³。

1986年のラオス人民革命党第4回全国代表者大会以降においては、市場経済原理の導入に伴い、県に経済的及び財政的な権限

の委譲政策が行われ、県及び郡の税行政が、県知事の単独の権限に置かれたために、中央の税当局との直接のコミュニケーションが無くなり(Funck 1993: 133)、また、国家銀行の県レベルの支店が地方政府の影響下に置かれたため、中央政府は地方政府の支出及び財源の管理に関する統制を失い、少数の豊かな県が、歳入を確保した一方で、中央政府が財源を補填しているより貧しい県においては社会サービスの質が低下し、県の間における格差を拡大したとされる(Keuleers 1999: 204-206)。そして、クラスによれば、この経済管理における混乱が原因となって、1991年における政治制度改革や、憲法の制定において、中央が経済管理を行うための中央集権化が行われたと結論づけている(Keuleers 1999: 227)。

ラオスにおいては、1975年から1991年まで憲法が存在しておらず、1989年に選出された第2期最高人民議会において憲法制定の作業が進められていたが、党の文献からは、1991年1月のラオス人民革命党第4期中央執行委員会第10回総会(1991年1月)において、地方議会の問題が議論されている。当時の党書記長であるカイゾン・ポムヴィハーンの演説によれば、「...県及び郡レベルの人民議회를廃止すると同時に、地方人民議会が選出する行政委員会を廃止し、代わりに県主席、郡主席体制を置くよう提案する意見が中央と地方の両方であった。」としている。その提案の理由としてカイゾンは、「...地方人民議会が、本来の役割に適した活動を行っておらず形だけになっている。...地方における行政機関の機構を大きすぎるものにしている。...会議における予算と時間の無駄遣いである。...業務が重

複しており遅い」ことをあげている。地方行政機関については、従来のような行政委員会制度ではなく、首長制度の導入を候補にあげ、制度の長所として、「(首長制は、) ...県主席、郡主席が行政・執行、国家の法律・規則に関する知識を持たなくてはならず、自らの県、郡に属する様々な部門及び基層を指導する能力を高め、...行政・執行の全国における統一をもたらし、...県主席、郡主席の責任が、かつてより重くなる。というのも首長体制に従った執行においては、県主席、郡主席は、委員会に責任を投げてしまうことができないからである。」と説明している。1991年3月に行われた、ラオス人民革命党第5回全国代表者大会の政治報告において、カイソーンは、地方管理の問題について、「...国家の統一性を増大し、各レベルの主體的持続性を拡大することを目標に、全国の部門系統に従う管理と地方における執行機関による横方向の管理の間を調整するメカニズム及び規則に関して、研究を早急に組織する」ことを訴え、地方レベル及び基層レベルの人民議会制度の組織形態、地方執行機関の組織形態を検討するように主張している(ラオス人民革命党宣伝・教練委員会 1991)。その結果、1991年8月に制定された憲法においては、地方人民議会が廃止され、地方行政委員会に代わって、国家主席の任命による県知事、首相の任命による郡長を中心とした地方制度が形成された。

2. 1991年憲法体制における地方制度および地方党組織の構造

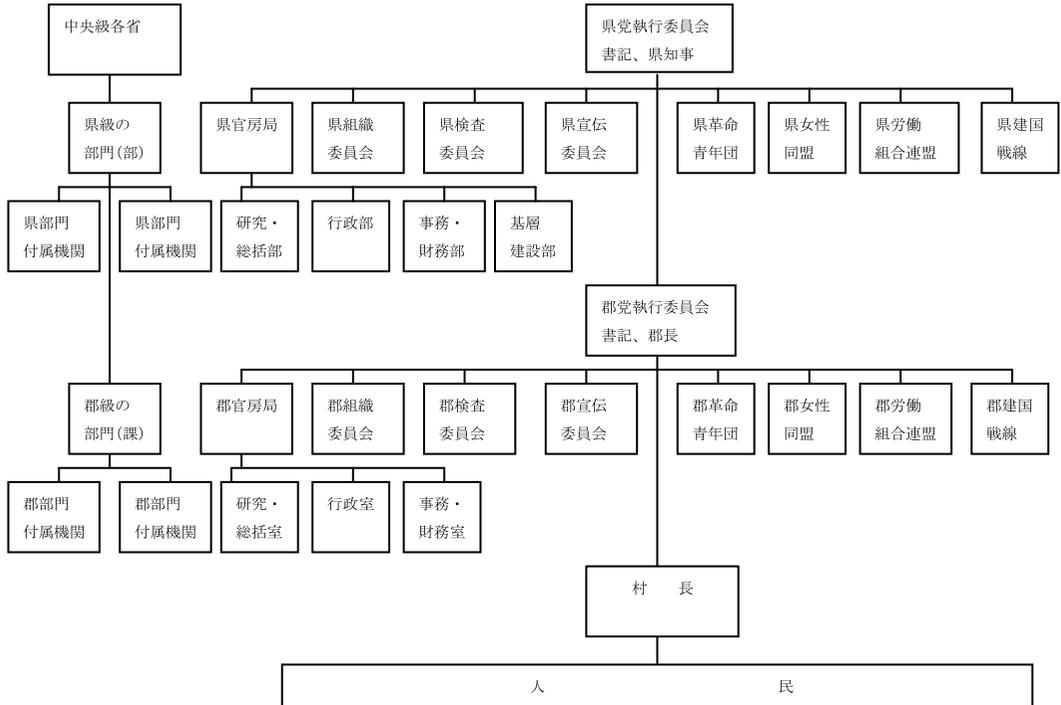
1991年憲法の第7章に地方行政に関する条文が定められ、「ラオス人民民主共和国は、

県、中央直轄市、郡及び村を置く。県には県知事を置き、中央直轄市には中央直轄市長を置き、郡には郡長を置き、村には村長を置く。」として、地方行政を、県、郡、村の3つのレベルに分けた(第62条)¹⁴。そのため、それまで郡と村の間に設けられていた区レベルが廃止された。そして、新たに設置された県知事、中央直轄市長は、首相の提案に従い、国家主席が任命し(第53条)、県副知事、中央直轄市副市長及び郡長は、首相が任命することになった(第60条)。つまり、憲法によって形成された地方制度は、地方の行政の長を中央が任命する中央集権的な制度となった¹⁵。

一方、かつて地方行政委員会の下におかれていた、各省の出先機関は、中央の省に直接に従属することになった¹⁶。例えば、国家計画委員会には、地方に置かれた出先機関として、県レベルに県計画部、郡レベルに郡計画課がおかれているが(国家計画委員会の組織および活動に関する首相令第32号、第7条)、国家計画委員会委員長が、県計画部長、副部長、および郡計画課長を任命・異動・罷免することになった(国会計画委員会の組織および活動に関する首相令第6条第2項)。

ラオス人民革命党第7回全国代表者大会の党規約によれば、ラオス人民革命党の党組織は、中央レベルに党中央執行委員会委員長(党主席)を中心に、党中央政治局、党中央執行委員会及び党中央付属委員会が置かれており、中央各省においては、各省党委員会が置かれている。県レベルにおいては、県党執行委員会によって選出される県党書記および県党常務委員会、郡レベルにおいては、郡党執行委員会によって選出

(図 2) 地方行政組織の構成 (2003年)



(現地調査を基に筆者作成、2003年)

政機関は、地方レベルにおいて融合し、集中した組織構造となっている。

3. 県知事の政治的地位と任命過程

1991年憲法体制における県知事の位置づけを分析すると、ラオスの行政組織においては、県知事が、直接首相の指揮下に置かれ、内務省などの中央の地方統括機関を持たない²⁰。そのため、県知事は、首相の提案に従い、国家主席によって任命されることになっており、これは、同じく首相の提案に従い、国家主席によって任命されることになっている中央各省大臣と同格である(政府法、第13条4号)²¹。

県知事の政治的地位について述べると、地方行政機関の長である県知事、郡長と、地方の党委員会の長である県党書記、郡党

書記は兼任している。この関係について、カイソーンは、1991年12月25日における第7回全国組織会議において、「...当面において、我々はある時期まで兼任体制を実行しなければならない。これは、県党委員会書記が県知事を兼任することを意味している。これは客観的必要性からであり、我々に指導幹部が不足しているからである。もう一つの面は、組織機構を簡素にすることを保障し、かつ業務の拡張及び実行をより便利かつ迅速にすることができるからである。」と主張し、指導幹部の不足を理由として、地方党書記と地方行政の首長を同一人物が兼任することを原則とするとしている。また、表1は、2003年2月における、党中央委員と国家機関の職務の兼任関係を示しているが、県知事の党の中での地位を確認す

ると、国家主席、国会議長、国家副主席、副首相、国防大臣と並んで、中央直轄市長が、党中央政治局員であり、人民検事総長、各省大臣（司法省を除く）、ラオス国家銀行総裁と並んで、各県知事（サーラヴァン県を除く）、特別区長が、党中央執行委員である。（瀬戸2003: 109）。つまり、県知事は、

行政上の任命関係においても、政治的地位においても、中央各省大臣と同格である。

党中央組織委員会における聞き取りによれば²³、県知事、県副知事の任命過程は、県党大会を経て任命される場合と、異動により任命される場合がある。

県知事が県党大会を経て任命される場合

（表1）党中央執行委員会にみる省大臣と県知事の地位（2003年2月）²²：表の二重線より上は政治局員である。

中央機関・省大臣	県知事
1 カムタイ・シーバンドーン（国家主席）	
2 サマーン・ヴィニャケート（国会議長）	
6 ブンニャン・ヴォーラチット（首相）	4 トーンシン・タムマヴォン（ヴィエンチャン市長）
8 アーサーン・ラーオリー（副首相）	
9 トーンルン・シースリット（副首相・計画委員長）	
10 ドゥアンチャイ・ピチット（国防大臣）	
13 ソムサヴァート・レンサヴァット（副首相・外務大臣）	
	14 ブンフアン・ドゥアンパチャン（ルアンパバーン県）
	16 シールーア・ブンカム（サヴァンナケート県）
17 チャンシー・ポーシーカム（財務大臣）	
18 ピムマソーン・ルーアンカムマー（教育大臣）	
19 カムバーン・ピラーヴォン（人民検事総長）	
20 ソムバン・ベーンカムミー（労働・社会福祉大臣）	
21 パーニー・ヤートトウー（国会副議長）	
22 サイソムボーン・ボムヴィハーン（国会外務委員長）	
	23 カムマン・スーンヴィルット（ボンサーリー県）
	24 トーンヴァン・シーハーチャック（チャンパーサク県）
25 オーンヌーア・ポムマチャン（工業・手工芸大臣）	
	27 ソムベット・ティップマラー（サイソムブーン特別区）
28 プーミー・ティップパヴォーン（ラオス国立銀行総裁）	
29 プアトーン・ヴォンローカム（通信・運輸・郵便・建設大臣）	
	31 スカン・マハーラート（シェンクアーン県）
32 スリヴォン・ダーラーヴォン（観光・商業大臣）	
35 スッチャイ・タムマシット（治安大臣）	
37 パンドゥアンチット・ヴォンサー（情報・文化大臣）	
	38 ブンボーン・ブッタナヴォン（ウドムサイ県）
	39 カムクート・ヴァンカム（アッタプー県）
	40 カムブン・ドゥアンパンニャー（セーコーン県）
	41 セーンニョン・ヴォンチャンカム（ルアンナムター県）
	42 ソムバット・イーヤリーフー（サイニャブリー県）
	43 トーンバン・セーンアーボーン（ポーリーカムサイ県）
	44 チューイーン・ヴァーン（ホアパン県）
	45 レー・カーカンニャー（カムムアン県）
	46 プアラーン・シリパンニャー（ポーケーオ県）
48 スバン・サリッティラート（国家主席府官房局長）	
50 シアン・サバントーン（農林大臣）	
51 ボーンメーク・ダーラーローイ（保健大臣）	
	53 シーホー・パンナヴォン（ヴィエンチャン県）

（首相府からの情報に基づき筆者作成、2003年）

には、まず、県党常務委員会が、県党大会準備指導委員会²⁴を任命する。準備委員会は、小委員会²⁵に分かれて準備作業を分担するが、そのうち県組織委員会が中心となる人材小委員会が、次期の常務委員と書記について候補者を検討し、県党常務委員会に提出する。県党常務委員会は、党中央組織委員会から派遣された職員と調整を行い、候補者を党中央政治局に報告する。その後、県党大会において県党執行委員を選出し、同時に県党執行委員会第1回会議を開催して、県党書記および県党常務委員を選出する。県党大会後に、県党常務委員会が、選出結果を党中央組織委員会に提出し、党中央組織委員会が、党中央政治局に報告する²⁶。そして、党中央政治局が首相に推薦を行い、首相は国家主席に推薦し、国家主席が県知事を任命する。

県知事が異動によって任命される場合においては、党中央政治局が、県知事の異動を検討する。そして、党中央執行委員会総会で承認された後に、党中央組織委員会が、首相に提案し、首相が国家主席に提案し、国家主席が任命する。

県副知事の任命過程については、県党常務委員会が候補者を検討したのち、県知事が候補者を党中央組織委員会に推薦する。党中央組織委員会は、党中央政治局に提案し、党中央政治局が合意した後、首相に推薦し、首相が任命する。

小括

制度上の変化および県知事の政治的地位の分析から明らかになったことは、1991年憲法の制定によって、それまで地方に置かれていた、地方人民議会や地方行政委員会

が廃止され、中央の任命による県知事、郡長が置かれたことにより、行政面において集团的指導体制によらない、個人的指導の体制が形成されたことである。一方、党指導幹部の不足を理由として、県党書記が県知事を兼任する体制が形成され、県知事の下に、県官房局、県党付属委員会および県大衆団体が置かれるなど、県レベルにおいて、県知事を中心に、党組織と大衆団体が融合した組織が形成された。また、県知事は、中央の省大臣と同格の政治的地位を持つという特徴が明らかになった。

・ ヴィエンチャン県における県党・行政制度の構造

1. ヴィエンチャン県党指導部と県知事の変遷

以下においては、事例として、首都近郊のヴィエンチャン県における県党書記、県知事および県の指導部（県党執行委員会の常務機関である県党常務委員会）のメンバーの交代を見ることにより、県知事および県党指導部がどのような人物により構成され、県知事がどのようにして任命されてきたのかを分析する²⁷。時期区分については、中央の党大会と県指導部の交代との関係を考察するために、中央の党大会の時期に合わせて区分を行っている。

1 - 1 . 党第2回全国代表大会期（1982年以前）

ヴィエンチャン県は、1975年から1981年まで、「ヴィエンチャン県・中央直轄市」であったが、1981年に党中央政治局の決議により中央直轄市から分離した²⁸。中央直轄市から分離した直後における、1981年から

(表2) 1981-1983年ヴィエンチャン県党常務委員

1	トーンダム・マニーヴァン	県党書記：県行政委員会委員長
2	トーンペーン・スクラーセーン	県党副書記
3	ブワライ・セーンチョンハック	県党副書記：県行政委員会副委員長、軍司令部長
4	ポーピーアルーアン	県党常務委員：県行政委員会副委員長
5	カムボット・シースヴォン	県党常務委員：県行政委員

(ヴィエンチャン県 1998d: 90,91より筆者作成)

(表3) 1983-1986年ヴィエンチャン県党常務委員

1	カムパイ・ウンダーラー	県党書記
2	トーンダム・マニーヴァン	県党副書記：県行政委員会委員長
3	ケーオ・カムマニー	県党常務委員
4	カムボット・シースヴォン	県党常務委員：県行政委員会副委員長
5	シーヴィライ・スリヴォン	県党常務委員：県行政委員

(ヴィエンチャン県 1998: 102より筆者作成)

1983年までのヴィエンチャン県党・行政委員会は、21名から構成され、県党常務委員は、表2のメンバーである。

県党書記であり、県行政委員会委員長のトーンダムは、ヴィエンチャン県が中央直轄市から分離する前の、1980年におけるヴィエンチャン県・中央直轄市党委員会のメンバー（序列13位、常務委員ではない）から、新たに設置されたヴィエンチャン県の党書記に抜擢された人物である。(ヴィエンチャン県 1998d: 89)

1 - 2 . 党第3回全国代表大会期（1982年から1986年）

1982年のはじめに、中央は、カムパイ・ウンダーラーを委員長とする、組織改善委員会をヴィエンチャン県に派遣した（ヴィエンチャン県 1998d: 101）。1983年4月に、県職員会議を開催し、1982年に開催された党第3回全国代表大会の決議の実施を検討し、県5カ年計画を採択し、新しい県党・行政委員会を選出した。1983年から1986年までのヴィエンチャン県党・行政委

員会は、25名から構成され、県党常務委員は、表3のメンバーである。

この時期、ヴィエンチャン県では、郡レベルと基層レベルにおいて党大会を開催し、1986年に県の党大会を開催するように、党中央官房局から派遣された職員と準備していたが、1986年2月に党書記であるカムパイが急死したため開催することができず、中央の党第4回全国代表大会に参加する県の代表を選出したのみであるとしている（ヴィエンチャン県 1998d: 105）。また、この時期の地方国家組織については、実際に活動しているのは行政機関のみであり、県人民議会については、選出したものの、実質的な活動を行うことが奨励されなかったとしている（ヴィエンチャン県 1998d: 113）。

1 - 3 . 党第4回全国代表大会期（1986年から1991年）

1986年のヴィエンチャン県党・行政委員会は21名から構成され、県党書記として、新たに、シーポーン・パーリーカンが就任した。県党常務委員は、表4のメンバーで

(表4) 1986-1991年ヴィエンチャン県党常務委員

1	シーポーン・パーリーカン	県党書記：県行政委員会委員長
2	ケーオ・カムマニー	県党副書記
3	カムボット・シースヴォン	県党常務委員：県行政委員会副委員長
4	シーヴィライ・スリヴォン	県党常務委員：県行政委員

(ヴィエンチャン県 1998: 124より筆者作成)

(表5) 1993-1998年ヴィエンチャン県党常務委員

1	ムーンケーオ・オーラブーン	県党書記：県知事
2	カムミー・サイニャヴォン	県党副書記：県党・国家検査委員長
3	カムベン・シンナヴォン	県党常務委員：第10区国会議員団長
4	カムムーン・ポンタディー	県党常務委員：県副知事
5	ブンニン・ポムマチャン	県党常務委員：県治安司令部長

(ヴィエンチャン県 1998: 136およびヴィエンチャン県組織委員会におけるインタビューに基づき筆者作成)

ある。

シーポーンは、就任前、国防省副大臣であり、就任は、党中央執行委員を派遣して欲しいという、県指導部の要請によるものであるとしている(ヴィエンチャン県 1998d: 115,116)。また、それまで、県行政委員会委員長であり県党副書記であった、トーンダムは、駐ハンガリー全権大使に任命された(ヴィエンチャン県 1998d: 124)。1990年より前に、県、郡、基層レベルの党大会を行う予定であったが、基層レベルと一部の郡においては開催したものの、県レベルにおいては、職員会議しか開催できなかった²⁹。

1 - 4 . 党第5回全国代表者大会期(1991年から1996年)

1991年の党第5回全国代表者大会後の県党執行委員会は、県党大会が開かれるまでの臨時として、11名のメンバーが選出され、県党常務委員は、県党書記と県知事を兼任するシーポーンと、カムベン・シンナヴォンの2名が選出された。(ヴィエンチャン県 1998d: 129)

1992年10月に、ムーンケーオ・オーラブーンが県党書記代行、県知事代行として中央から任命された後、1993年4月に開催されたヴィエンチャン県党第1回大会において、県党書記として選出された。そして、同時に選出された、17名の県党執行委員会により県知事に選出された。県党常務委員の構成は、表5の通りである。

ムーンケーオは、ヴィエンチャン県党書記、県知事になる以前は、党中央執行委員であり、党中央宣伝・教練委員会において務めていた人物である³⁰。それまで県党書記および県知事であったシーポーンは、再び、国防省副大臣となった(人民「パサーソン」紙 2004: 10)。

1 - 5 . 党第6回全国代表者大会期(1996年から2001年)

1996年に、中央において党第6回全国代表者大会が開催された後、1998年1月に、ヴィエンチャン県党第2回大会が開催されて、21名の県党執行委員が選出された。ムーンケーオは、県党書記、県知事に留任した。その他の県党常務委員の構成は、表6

(表6) 1998-2001年ヴィエンチャン県党常務委員

1	ムーンケーオ・オーラブーン	県党書記：県知事
2	カムベン・シンナヴォン	県党副書記：党・職員業務担当
3	カムムーン・ポンタディー	県党副書記：県副知事
4	サニット・サーンカム	県党常務委員：第10区国会議員団長
5	カムチェン・ヴォンポーシー	県党常務委員：県副知事
6	カムパーン・コーンチャンセーン	県党常務委員：県国防司令部長
7	シーサヴァート・ケーオマーラーヴォン	県党常務委員：県治安司令部長

(ヴィエンチャン県 1998: 152,153およびヴィエンチャン県組織委員会におけるインタビューに基づき筆者作成)

の通りである。

1993年から1998年まで、県党副書記であったカムミーは、中央に異動となり、2002年以降、最高人民裁判所長官を務めている(人民「パサーソン」紙 2002: 14)³¹。

2. 2003年におけるヴィエンチャン県党執行委員会の構成

次に、筆者による2003年10月の調査に基づいて、党第7回全国代表者大会期(2001

年以降)におけるヴィエンチャン県の党常務委員および執行委員会の構成を分析する。

ヴィエンチャン県における党員数は、6,399人(うち女性944人)、党組数が、608組存在する(ヴィエンチャン県 2003c)。党大会については、県党第1回大会が、1993年4月3日から8日に行われ、県党第2回大会が、1998年1月26日から28日に行われた。県党第3回大会は、2005年に予定されている。

(表7) 2003年10月：ヴィエンチャン県党執行委員(表の二重線より上は、県党常務委員である。)

1	シーホー・バンナヴォン	県党書記、県知事
2	カムベン・シンナヴォン	県党第1副書記
3	カムムーン・ポンタディー	県党第2副書記、県第1副知事
4	サニット・サーンカム	県党常務委員：県建国戦線代表、第10区国会議員団団長
5	カムチェン・ヴォンポーシー	県党常務委員：県第2副知事
6	シーサヴァート・ケーオマーラーヴォン	県党常務委員：県国防・治安司令部部长
7	シーパー・ソーラーンクン	県教育部長
8	ヴァンサイ・ソンサーニュー	県宣伝・教練委員会委員長
9	トーンヴァン・ヴィライフーアン	県党・国家検査委員会委員長
10	スーン・トーンカム	県組織委員会委員長
11	フアットケーオ・ケンマニー	県労働組合連盟代表
12	ブートーン・セーンスリンター	ヴィアンカム郡党書記、郡長
13	カオケーオ・ソムチャンマヴォン	トゥラコム郡党書記、郡長
14	カムパー・チャンタムンクン	カーシー郡党書記、郡長
15	チャンタブーン・ラッタナヴォン	県官房局長
16	インカム・バンダーラー	県女性同盟代表、第10区国会議員
17	ブンスック・チョームヴィサーン	フーアン郡党書記、郡長
18	ヴィナット・シースヴォン	ケーオウドム郡党書記、郡長
19	ドーンシー・パーイーヤヴァー	ローンサーン郡党書記、郡長
20	カムマイ・アヌソーン	県司令部政治長

(2003年10月の調査により筆者作成)

2001年3月に、中央において党第7回全国代表者大会が開催された後、2001年7月より、ムーンケーオ・オーラブーンに代わって、シーホー・バンナヴォンが県党書記、県知事に任命されている。シーホーは、党中央執行委員であり、ヴィエンチャン県出身であるが、中央において国会議員としての経験を持ち、ラオス建国戦線副代表であった人物である。また、それまで県党書記および県知事であった、ムーンケーオは、党中央宣伝・教練委員会委員長代行に就任している³²。2003年10月時点での県知事および県党執行委員会の構成は、表7のとおりである。

ヴィエンチャン県の県党常務委員は、調査時において、6名である³³。兼任状況は、県知事、副知事、県建国戦線代表、県国防担当である。また、県党執行委員会全体をみると、省系統の部局長が、わずかに1名（教育部）だけであり、その他は、県官房局長、県党付属委員会委員長、県大衆団体代表、そして郡長など、地方行政首長および地方の党付属機関、大衆団体からの代表によって構成されている。

3. 県行政付属機関の任命過程および構造

次に、県行政の付属機関の構成及び任命過程について分析を行う。ヴィエンチャン

県において、県レベルに置かれている部局は、表8のとおりである³⁴。

前述の通り、これらの機関のうち、4の政治グループのみが、県知事に直属する県行政付属機関である³⁵。

県行政付属機関に対する任命過程を分析すると、「ラオス人民民主共和国の公務員規則に関する首相令第171号」によって、県知事は、県官房局長・次長、官房局の部長・副部長、室長を任命し（県組織委員会委員長の提案に基づく）、副郡長、村長を任命する（郡長の任命に基づく）権限を有する³⁶。

ヴィエンチャン県組織委員会における聞き取りによる、県官房局、県党付属委員会、県大衆団体の職員の任命過程によれば³⁷、県官房局長、県党付属委員会委員長、県大衆団体代表の任命については、県組織委員会が候補者を検討し、県党常務委員会に推薦を行い、県党常務委員会が決定した後に、県党書記の署名によって任命される。

官房局長、県党付属委員会委員長、県大衆団体代表より下級の職員については、部局内において候補者を検討し、県組織委員会に推薦し、県組織委員会が県知事に提出し、県知事が任命の決定を行う。

県知事及び県党委員会の補佐機関である県官房局の組織構成は、表9のとおりである。また、県官房局委員会（県官房局長及

（表8）ヴィエンチャン県における各部局

1	経済グループ	計画・協力部、財務部、商業部、工業・手工芸部、農林部、通信・運輸・郵便・建設部
2	文化・社会グループ	情報・文化部、教育部、保健部、労働・社会福祉部
3	司法グループ	人民裁判所、司法部、検察庁
4	政治グループ	県官房局、組織委員会、宣伝・教練委員会、党・国家検査委員会、労働組合連盟、建国戦線、人民革命青年団、女性同盟
5	部隊	国防軍司令部、治安司令部

（2004年3月におけるヴィエンチャン県官房局次長からの聞き取りに基づき、筆者作成）。

(表9) ヱィエンチャン県官房局の構成

a	県官房局長	チャンダブーン・ラッタナヴォン
b	県官房局内の課	
ア	研究・総括課	(職員数：7名)
イ	行政課	(職員数：5名)
ウ	事務・財務課	(職員数：33名)
エ	基層建設課	(職員数：6名)

(2003年県官房局職員・公務員統計(ヱィエンチャン県、2003年10月1日)に基づき筆者作成)。

(表10) ヱィエンチャン県官房局委員会の構成

1	チャンダブーン・ラッタナヴォン	県官房局長
2	カムケーオ・ヴォンピラー	官房局次長(研究・総括担当)
3	サーオロー・トオンセン	官房局次長(ナムホーン地区長) ³⁷
4	カムブートーン・テープスボン	官房局次長(事務・財務担当)
5	シーバンドーン・シーアーポーン	官房局次長(行政・基層建設担当)
6	カムデー	

(2004年3月における現地調査に基づき、筆者作成)。

び次長で構成される)の構成は、表10のとおりである。

県官房局長および次長の前職をみると、チャンダブーンは、かつて、国家スポーツ委員会副委員長であり、カムケーオは、かつてヱィエンチャン県政治・行政学院副校長であり、サーオローは、ポーンホーン郡官房局職員、カムブートーンは、県官房局職員、シーバンドーンは、県技術・環境庁次長を努めていた。つまり、県官房局長は、中央から派遣された職員であり、県官房局次長以下は、県内の行政機関から選抜されていることがうかがえる。

小括

ヱィエンチャン県における事例からは、1991年に憲法が制定される以前においても、県党書記、県行政委員会委員長は、党中央によって任命されていたことが明らかになった。また、県党書記、県知事の任命は、若干のずれはあるものの、中央の党大会の

時期ごとに検討が行われ、また、県党大会において県党書記が選出される場合においても、まず中央から県党書記代行が任命された後に、県党大会が準備され、県党執行委員会が選出されるという過程を経ており、実質的に党中央による任命である。また、県党書記に任命される人物は、県党常務委員の中から選抜されるのではなく、中央において職務を行っていた人物が、県に派遣される形で任命されていることが明らかになった。

結論

本論文においては、ラオスの中央・地方関係からみた政治制度改革の分析の基礎として、ラオスにおける県党・行政制度の形成過程およびその特徴を概観し、その上で、ヱィエンチャン県を事例として、1980年代から2003年までの県党常務委員の変遷と2003年時点における県党執行委員会及び県知事の補助機関の構成に関する分析を行っ

た。

ラオスの政治制度改革における、地方行政制度改革の第一の特徴は、地方人民議会を廃止し、地方人民議会によって選出される地方行政委員会に代わって、中央から任命される県知事、郡長を置く、首長制度を導入したことによって、行政制度において、これまでの集団的指導体制から、個人的指導体制に移行した点である。また、第二の特徴は、従来は行政委員会に属していた各省の出先機関が、中央の省に直接に従属するように変更された一方で、地方レベルにおける行政機関は、県党書記と県知事の兼任をはじめ、その補助機関として県官房局、郡官房局、地方党付属機関と地方大衆団体が融合した編成が行われ、県知事の下に、地方政治組織が統括される構成になった点である。第三の特徴は、県知事の政治的地位であり、ラオスの県知事は、国家主席によって直接に任命される大臣と同格であり、党中央執行委員として、県によっては、中央の省大臣よりも高い序列に位置づけられていることである。これらの特徴から、県知事は、県において党と行政の長を兼任し、県レベルの党付属委員会および大衆団体を直接統括するという責任が与えられ、地方の行政の長であり、かつ中央政治家であるという地位を有しているといえる。

ヴィエンチャン県における事例から明らかになった点は、第一に、地方人民議会が存在していた、1980年代の県党書記、県行政委員会委員長は、実態において、中央から任命されていたことである。第二に、1991年の憲法制定後における県党書記、県知事の任命過程は、党大会によって選ばれる場合であっても、党中央政治局によ

って県党書記代行が任命され、その後に県知事として選出されていることである。これらの実態から、県知事（かつての県行政委員会委員長）は、1991年憲法制定以前の時期も、以後の時期においても、中央による任命であり、その点において実質的には変化していないといえる。第三に、県党書記、県知事になる人物が、県党常務委員の中から選抜されるのではなく、中央で務めていた人物が、県に派遣される形で任命されていることである。そのため、県知事が、党中央委員会の中において、中央の省大臣と同格の地位を占めているという現象は、地方党常務委員の出身者（地方有力者）が、中央において高い政治的地位を占めているということの意味しているのではない。

以上の点から、ラオスの政治制度改革における地方制度の改革は、県の政治的指導者の実質的地位においては大きな変化をもたらさず、1991年憲法によって導入された県知事の任命制は、それまで行われていた党中央による県党書記及び行政委員長の任命を、法制化し、制度化したものではないかと考える。一方で、県知事は、地方における行政の執行について、中央に対し、地方の行政機関および党組織の長として、個人において責任を負う体制が形成されたとみることができ、党中央政治局が、党中央執行委員である県知事を通じて、直接に地方を掌握する政治構造が形成されていると考えられる。すなわち、ラオスの中央・地方関係においては、地方の自律性が強い歴史・環境にも関わらず、1975年の政権掌握の時点から、党中央が、中央の党幹部を派遣することによって、直接地方を掌握する、極めて中央集権的な地方掌握が行われ、

1991年憲法の制定による県知事制の導入により、地方の行政において県党書記が県知事を兼任する個人的指導を形成し、中央から行政の知識を有する党幹部を県知事として配置することで地方における党の一元的支配の強化と全国統一的な行政の実施を同時に実現することを試みていると考えることができる。また、このような制度を形成した背景として、地方レベルにおいて、行政を担当できる党の指導幹部が質・量ともに不足しているという、党内事情があると考えられる。

今後の課題としては、本論文において行った考察及び仮説について、その歴史的検証を行うことが必要であり、また、ヴィエンチャン県の事例から明らかになった事象について、他の県との比較による検証が必要である。さらに、改革路線期における1991年憲法の地方制度改革においては、省の地方部局の省系列化がどのような意味を持つかについて分析することが重要であるが、これらは今後の研究課題としたい。

注

- 1 ラオスの公用言語はラーオ語であり、文字は、ラーオ文字である。ラオスの人名、地名、ラーオ語の表記については、便宜上、カタカナ表記している。
- 2 ラオスは、全国に多くの少数民族を抱える多民族国家でもある。政府によって行われた、1985年の国勢調査においては、68民族、1995年の国勢調査においては、47民族、2000年以降においては、49民族が公定されている。そのなかで、多数派民族であるラーオ族は、人口の52.5パーセントを占めるに過ぎない（安井 2003: 173-175）。
- 3 『県を戦略単位とし、郡を計画・予算単位とし、並びに村を組織実行の基本単位として建設することに関する首相命令第01号』（2000年3月）
- 4 中央・地方関係の分析においては、中央集権、地方分権に関する行政構造の分析に加えて、地方政治構造の性格を分析することが重要であることが指摘されるようになってきている。ハッチクラフトは、従来、中央・地方関係の評価に関して、行政学と政治学の分析が分離していたことを指摘し、地方分権と民主化が結合したものであると考える見方に対して、地方有力者が潜在的な権力を保持する場合には、地方分権化が、民主主義に反する結果をもたらしかねないことを主張している（Hutchcroft 2001: 27, 34-37）。
- 5 2003年10月における財務省、計画・協力委員会における聞き取り調査。
- 6 『ラオス人民民主共和国地方行政法』（2003年）
- 7 ラオスにおいては現在、新しい地方行政法が制定されて、制度が変更されている状況にあるが、その基本構造については、変更がないとされているため（2004年3月における首相府行政・公務員管理局における聞き取り）調査を行った2003年10月から2004年3月までの状況に基づいて分析している。
- 8 ラオスにおいては、外国人研究者が、地方において単独で調査を行うことを許可していない。そのため、本研究においては、ラオス行政学院との協力により研究を行っている。
- 9 ラオスの地方行政レベルの呼称については、県（クウェーン：province）、郡（ムーアン：district）、区（タセーン：sub-district）、村（バーン：village）をあてている。
- 10 これらの委員会には、組織・党員委員会、統治・行政委員会、情報・教練・連絡委員会、経済・財務委員会、戦線事項委員会、ラジオ放送委員会、医事委員会、軍事委員会が置かれていた。
- 11 地方レベルと県レベルにおいては、組織・党員

- 委員会、統治・行政委員会、宣伝・教練委員会、経済・財政委員会、戦線事項委員会、軍事委員会の6つの付属委員会がおかれ、郡と区レベルにおいては、統治・行政委員会、経済・財政委員会、戦線事項委員会、軍事委員会の4つの付属委員会がおかれていた。
- 12 ノリンダーによれば、1980年代において形成された地方行政組織は、県、郡、区、村レベルにおかれた「革命行政委員会 (the revolutionary administrative committees)」であり、愛国戦線の地方委員会を引き継いだものであるとしている (Norindr 1982: 54)。
- 13 著者の現地調査においても、人民地方議会は存在せず、党委員会によって指名される人民行政委員会のみであったとの証言もある (サヴァンナケート県カンタブーリー郡における聞き取り、2004年3月)。
- 14 村レベルにおける行政組織としては、1993年に定められた、「村の組織および行政に関する首相令第102号」によって、住民から選出され、郡長による承認を得て任命される、2年の任期の村長と、経済委員会、国防・治安委員会、文化・社会委員会といった村の委員会によって村の行政が構成されている。
- 15 2001年において、ラオスには、県レベルの行政機関として、16の県と1つの中央直轄市 (ヴィエンチャン市) と、1つの特別区 (サイソムブーン特別区) がおかれ、全国で141の郡と11,229の村が置かれていた (UNDP 2001: 99)。
- 16 地方における省の出先機関としては、県レベルに部 (パネーク)、郡レベルに課 (ホーンカーン) が置かれている。
- 17 村レベルの党組織としては、基層党委員会が置かれている。ラオス人民革命党の基本理念および党組織については、(瀬戸 2003: 101-109) を参照のこと。
- 18 ラオスにおいては、地方に置かれている行政機関のうち、県知事及び郡長を、地方権力機関と表現している。
- 19 郡レベルの労働組合連盟については、組合員が多い郡にのみ設けられることが定められている。
- 20 ラオスの内務省は、警察活動のみを担当する機関であり、2002年に、治安省と名称を変更した。
- 21 憲法起草者によれば、国家主席が県知事を任命する構造になった理由は、党組織において、県党委員会書記の任命は、党主席によって行われることになっており、党主席が国家主席を兼任することになったため、それに一致させるためであるとしている。国会における聞き取り (2003年4月)。
- 22 表の中の数字は、党中央執行委員会の中の序列を表す。
- 23 党中央組織委員会における聞き取り (2004年3月)。
- 24 委員として、県党常務委員会委員数名、県組織委員会委員長、県官房局長、県軍司令部長官、県警察長官により構成される。
- 25 小委員会は、会議内容検討委員会、人材小委員会、経済小委員会、動員小委員会、警備小委員会などである。
- 26 この段階での政治局への報告は、省略されることがある。党中央組織委員会における聞き取り (2004年3月)。
- 27 ヴィエンチャン県は、トゥラコム郡、ポーンホーン郡、ケーオウドム郡、ヴィアンカム郡、ヒーノンフープ郡、フーアン郡、サナカーム郡、メート郡、ヴァンヴィアン郡、カーシー郡、ローンサーン郡、ホーム郡の12の郡から構成され、県庁は、ヴィアンカム郡に設置されている。村の数は、全県で590村。人口は、365,973人 (うち女性180,167人) である。(ヴィエンチャン県2003a) 全県の職員数は、6,911人 (うち女性2,399人) である。職員の教育レベルは、博士1人、修士11人 (うち女

- 性1人)、大卒レベル1,415人(うち女性390人)、短大レベル3,467人(うち女性1,281人)、職業高校レベル1,732人(うち女性633人)、専門教育なし255人(女性64人)。(ヴィエンチャン県2003b)。
- 28 分離した理由として、遠隔地にまで指導が行き届かないことがあげられている(ヴィエンチャン県 1998: 90)。
- 29 1989年における県党常務委員会は、1、シーボン・パーリーカン、2、ケーオ・カムマニー、3、カムボット・シースヴォン、4、シーヴィライ・スリヴォン、5、ネーン・パンタヴォンである(ヴィエンチャン県 1998: 126)。
- 30 ヴィエンチャン県組織委員会副委員長からの聞き取り(2004年8月)。
- 31 県党書記以外の県党常務委員会のメンバーは、県レベルの中央省の先発機関の長(部長)以外のメンバーは、中央に異動になることは少なく、ほとんどが県党常務委員の後に引退する。ヴィエンチャン県の場合、県党常務委員を務めた後に中央に異動になった人物は、カムミーだけである。ヴィエンチャン県組織委員会副委員長からの聞き取り(2004年8月)。
- 32 ヴィエンチャン県組織委員会副委員長からの聞き取り(2004年8月)。
- 33 本来、ヴィエンチャン県の県党常務委員会は7名であるが、1人が中央へ異動になったため6人となっている。ヴィエンチャン県組織委員会副委員長からの聞き取り(2003年10月)。
- 34 その他に、県付属事務所がある。現在9つの事務所が置かれている。(外務事務所、国防・治安事務所、技術・環境事務所、覚醒剤撲滅委員会書記、事業改善事務所、土地開発計画作成事務所、観光事務所、スポーツ事務所、赤十字事務所)ヴィエンチャン県官房局研究・総括部における聞き取り(2004年3月)。
- 35 ヴィエンチャン県官房局次長からの聞き取り

(2003年3月)。

- 36 「ラオス人民民主共和国公務員規則に関する首相令(171号)」(1993年)第7条及び第9条。
- 37 ヴィエンチャン県組織委員会における聞き取り(2003年10月)。
- 37 地区(ケート)は、村の集合であり、村レベルの業務の実行において党委員会の指揮が行いやすいように設けられている。郡の職員が、1週間に一度、又は2週間に一度監視に行く。重点地区でない限り、地区に行政事務所はない。ヴィエンチャン県官房局における聞き取り(2003年10月)。

参考文献

< 日本語文献 >

- 鈴木志づほ. 2000. 『CLAIR REPORT : ラオスの行政制度』自治体国際化協会(2000年3月)。
- 瀬戸裕之. 2003. 「第4章政治」ラオス文化研究所編『ラオス概説』めこん: 93 - 124.
- 生江明. 1995. 「第5章ラオスの地方制度」『アジア諸国の地方制度() : アジア諸国における地方行政財政制度に関する調査研究報告書』地方自治協会(1995年3月)。
- 安井清子. 2003. 「第7章民族」ラオス文化研究所編『ラオス概説』めこん: 171 - 205.

< 英語文献 >

- Department of Public Administration and Civil Service. 1996. *Organization of the Government of the Lao P.D.R.* UNDP Public Administration Reform Project Lao/92/006 and 506.
- Evans, Grant. 1990. *Lao Peasants under Socialism and Post-socialism*. Thailand: Silkworm Books.
- Funck, Bernard. 1993. Laos: Decentralization and Economic Control. Börje Ljunggren ed. *The Challenge of Reform in Indochina*. USA: Harvard University Press: 123-148.

Hutchcroft, Paul D. 2001. Centralization and Decentralization in Administration and Politics: Assessing Territorial Dimensions of Authority and Power. *Governance: An International Journal of Policy and Administration*. Vol. 14 (No.1). January 2001: 23-53.

Kerr, Allen D. 1972. Municipal Government in Laos. *Asian Survey*. Vol. 7 (No. 6). June 1972: 510-517.

Keuleers, Patrick et al. 1999. Central-Local Relations in the Lao People's Democratic Republic: Historic Overview, Current Situation and Trends. Mark Turner ed. *Central-Local Relations in Asia-Pacific: Convergence or Divergence?*. New York: Palgrave: 196-235.

Norindr, Chou. 1982. Political Institutions of the Lao People's Democratic Republic. Martin Stuart-Fox ed. *Contemporary Laos: Studies in Politics and Society of the Lao People's Democratic Republic*. London: University of Queensland Press: 39-61.

Stuart-Fox, Martin. 1986. *Laos: Politics, Economics and Society*, London: Frances Pinter.

UNDP. 2001. *National Human Development Report*. Lao P.D.R.

Zasloff, Joseph J. 1973. *The Pathet Lao: Leadership and Organization*. London: Lexington Books.

< ラオス語文献・資料 >

ヴィエンチャン県. 1998. 『ヴィエンチャン県の歴史』.

ヴィエンチャン県. 2003a. 「ヴィエンチャン県2003年10月1日行政統計」(資料).

ヴィエンチャン県. 2003b. 「ヴィエンチャン県県官房局職員・公務員統計」(資料).

ヴィエンチャン県. 2003c. 「ヴィエンチャン県2003年10月15 - 17日2003年組織業務セミナー会議資料」(資料).

ラオス人民革命党中央理論・実践指導研究委員会. 1997. 『ラオス人民革命党史(概説)』.

ラオス人民革命党宣伝・教練委員会. 1991. 『曙(アール・マイ): 党第5回大会特別号』(1991年4月).

ラオス人民革命党. 1991. 『第4期党中央執行委員会第10回総会資料』(1991年1月).

「パサーソン」(党中央機関紙. 2002年4月10日).

「パサーソン」(党中央機関紙. 2004年8月26日).

< ラオス法令 >

国会. 1991. 『ラオス人民民主共和国憲法』.

国会. 1995. 『ラオス人民民主共和国政府法』.

国会. 2003. 『ラオス人民民主共和国改正憲法』.

国会. 2003. 『ラオス人民民主共和国地方行政法』.

最高人民議会. 1978. 『各級人民議会および人民行政委員会組織法』.

最高人民議会. 1978. 『ラオス人民民主共和国閣僚評議会組織法』.

首相. 1993. 『村の組織および行政に関する首相令第102号』.

首相. 1994. 『ラオス人民民主共和国の公務員規則に関する首相令第171号』.

首相. 1999. 『国家計画委員会の組織および活動に関する首相令』.

首相. 2000. 『県を戦略単位とし、郡を計画・予算単位とし、並びに村を組織実行の基本単位として建設することに関する首相指導命令第01号』.

中央級機構改善委員会. 1993. 『地方級機構組織改革に関する中央級機構改革委員会指示第29号』.